

○京丹後市自主防災組織補助金交付要綱

平成18年3月13日

告示第32号

改正 平成26年7月17日告示第137号

平成27年11月27日告示第275号

令和3年3月1日告示第31号

令和4年3月8日告示第24号

令和4年9月15日告示第243号

令和6年3月29日告示第82号

(趣旨)

第1条 災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民が自主的な防災活動を行うために設立した防災組織（以下「自主防災組織」という。）が行う防災資機材の購入等及び防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構の認証及び登録を受けた者をいう。以下同じ。）の資格取得に要する経費に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる自主防災組織は、自治会（2以上の自治会が共同する場合を含む。）を単位として組織した団体とする。

2 2以上の自治会が共同で組織した場合は、一の団体とみなす。

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、第3号に掲げる事業については、当該年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けるものに限る。

- (1) 防災資機材購入事業
- (2) 防災資機材修繕事業
- (3) 防災士資格取得事業
- (4) タイムライン等作成事業

2 補助対象経費に他の制度による補助金等の交付決定を受けた経費がある場合は、補助対象経費から当該額を控除する。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、京丹後市自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該年度に初めて申請する場合に限るものとする。

(1) 自主防災組織の規約及び組織編成表

(2) 防災資機材の購入等に係る見積書又は防災士資格取得に係る講座の受講を証する書類及び補助対象経費を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の実績報告は、京丹後市自主防災組織補助金実績報告書(様式第2号)により、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) 防災資機材の購入内容若しくは修繕箇所を明らかにした書類等又は防災士認証状の写し

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(水害等避難行動タイムラインの作成に係る特例)

2 令和4年度から令和6年度までに交付する京丹後市自主防災組織補助金に限り、第2条に規定する補助対象団体のうち水害等避難行動タイムラインを作成し、市長に届け出ている団体に対する第3条第1項の規定の適用については、別表中「補助対象経費の2分の1の額」とあるのは「補助対象経費の3分の2の額」とする。

(Wi-Fi環境整備に係る特例)

3 令和4年度から令和6年度までに交付する京丹後市自主防災組織補助金に限り、別表に規定するWi-Fiルータの購入等に要する経費については、同表中「補助対象経費の2分の1の額」とあるのは「補助対象経費の4分の3の額」とする。

附 則（平成26年7月17日告示第137号）

この告示は、平成26年7月17日から施行し、この告示による改正後の京丹後市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年11月27日告示第275号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第24号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日告示第243号）

この告示は、令和4年9月15日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第82号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
(1) 防災資機材購入事業	ア 情報伝達用資機材購入事業	携帯用無線機、トランシーバー、仮設用掲示板、メガホン等の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1の額。ただし、一の年度において8万円を上限とする。
	イ 消火用資機材購入事業	小型動力ポンプ、街頭用消火器、格納器具一式、バケツ、ヘルメット、防火衣、とび口等の購入に要する経費	
	ウ 救助用資機材購入事業	ジャッキ、スコップ、かけや、梯子、ロープ、つるはし、ハンマー、バール、おの、のこぎり等の購入に要する経費	
	エ 救護用資機材購入事業	救急医療用具、担架、車椅子、テント、防水シート、簡易トイレ、毛布等の購入に要する経費	
	オ 避難用資機材購入事業	発電機、投光器、コードリール、強カライト、リヤカー、誘導旗、腕章、避難所誘導看板等の購入等に要する経費	

カ 給食給水用資機 材購入事業	炊き出し用炊飯装置、給水タンク、緊急 用ろ水装置、かま、なべ、ビニールシー ト等の購入に要する経費	
キ 防災啓発用資機 材購入事業	視聴覚教材、パンフレット、旗、パネ ル、訓練用水消火器等の購入等に要する 経費	
ク 資機材保管用設 備購入事業	簡易倉庫等の購入に要する経費	
ケ 避難所運営用資 機材購入事業	パーテーション、段ボールベッド、大型 扇風機、防災マット、Wi-Fiルータ、足踏 み式消毒液ポンプスタンド、非接触式体 温検知器（サーマルカメラ）等の購入等 に要する経費	
(2) 防災資機材修繕事業	小型動力ポンプ、発電機、投光器等の修 繕に要する経費。ただし、1回の申請に 係る事業費が3万円以上のものに限る。	
(3) 防災士資格取得事業	資格取得に係る講座の受講、試験の受験 及び認証登録に要する経費	補助対象経費 の10分の1
(4) タイムライン等作成事 業	新たに作成する水害等避難行動タイムラ イン、地区防災計画に係る印刷製本等に 要する経費	0の額。ただ し、1の年度 において6万 円を上限とす る。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 自主防災組織の名称

代表者住所 京丹後市

代表者氏名 印

連絡責任者住所 京丹後市
氏名
電話番号

京丹後市自主防災組織補助金交付申請書

このことについて補助金の交付を受けたいので、京丹後市自主防災組織補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業区分

※「防災士資格取得事業」を申請される場合は、資格取得予定者の氏名、生年月日及び住所をご記入ください。

2 補助金交付申請額

総事業費 円

補助金の額 円

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- ① 自主防災組織の規約及び組織編成表
- ② 防災資機材の購入等に係る見積書又は防災士資格取得に係る講座の受講を証する書類及び補助対象経費を確認できる書類の写し
- ③ 防災啓発用資機材を購入する場合は、防災啓発内容が確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 自主防災組織の名称

代表者住所 京丹後市

代表者氏名 印

（ 連絡責任者住所 京丹後市
氏名
電話番号 ）

京丹後市自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた下記の事業が完了したので、京丹後市自主防災組織補助金要綱第5条により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額と精算額

交付決定額 円

精算額 円

2 補助事業の内容

補助対象事業区分

3 収支報告書

	項 目	決算額	説 明
収 入			
	計		
支 出			
	計		

備 考 この報告書には、次の書類を添付してください。

- ① 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ② 防災資機材の購入内容若しくは修繕箇所を明らかにした書類等又は防災士
認証状の写し